「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例(仮称)」の骨子案

1 条例の目的

2 定義

3 県の責務

4 県民の責務

5 事業者の責務

6 対策の充実

7 条例対策本部の設置等

8 条例対策本部長による協力の求め

9 緊急事態宣言等

10 意見の聴取

11 影響の緩和を図るための支援

12 適切な配慮

13 留意すべき事項

14 財政上の措置

1 条例の目的

新型コロナウイルス感染症のまん延が、県民生活や地域経済に及ぼす影響に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策の推進について、県や県民、事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策の基本となる事項などを定めます。

このことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)等の法律による措置と相まって、県や県民、事業者が一体となって新型コロナウイルス感染症対策を推進し、もって県民の生命と健康を保護し、県民生活や地域経済に及ぼす影響の最小化に寄与することを目的に、条例を制定します。

2 定義

この条例において、「新型コロナウイルス感染症」とは、法附則第1条の 2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

3 県の責務

- (1) 県は、県内における新型コロナウイルス感染症の状況を常に把握するよう努め、状況の変化に応じて、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において実施される新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する責務を有します。
- (2) 県は、新型コロナウイルス感染症について、県民や事業者の理解と関心を深めることにより、不安の解消や、適切な予防やまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及や、適時適切な情報の発信に努めるものとします。

- (3) 県は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、国や近隣県、市町村等の関係機関、医療従事者、福祉従事者、感染症に関する専門的な知識を有する者等との連携を図るとともに、社会経済活動の維持に配慮するものとします。
- (4) 県は、市町村による新型コロナウイルス感染症対策が推進されるよう、 市町村に対し、必要な協力や支援を行うよう努めるものとします。

4 県民の責務

- (1) 県民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の予防やまん延の防止に努めなければなりません。
- (2) 県民は、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければなりません。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を踏まえ、事業の実施に関し、新型コロナウイルス感染症の予防やまん延の防止などの措置を講ずるよう努めなければなりません。
- (2) 事業者は、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければなりません。

6 対策の充実

県は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定めるもののほか、次に掲げる施策など、必要な施策を講じます。

- 物資や資材の確保
- 検査体制の整備
- 医療提供体制の整備
- 県民や事業者からの相談に応ずる体制の整備
- 児童や生徒の学習の機会の確保
- 風評被害の防止

7 条例対策本部の設置等

(1) 知事は、法第15条第1項に規定する、新型コロナウイルス感染症に

関する政府対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置されていない場合で、必要があると認めるときは、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「条例対策本部」という。)を設置します。

- (2) 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する 役割を持ちます。
- (3) 条例対策本部の長は、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部長 (以下「条例対策本部長」という。)とし、知事を充てます。
- (4) 知事は、政府対策本部が設置されたときや、条例対策本部を設置する 必要がなくなったと認めるときは、条例対策本部を廃止します。

8 条例対策本部長による協力の求め

- (1) 条例対策本部長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合で、以下の協力を求めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間や治癒までの期間、発生の状況、医療提供体制の状況を考慮して、期間と区域を定めて求めるものとします。
 - 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅や居宅に相当する 場所から外出しないよう検討すること。
 - 多数の者が利用する施設の使用制限や停止、又は多数の者が利用 する施設を使用した催物の開催制限や停止を検討すること。
- (2) (1)の協力を求める場合は、条例対策本部長は、あらかじめ、感染症に 関する専門的な知識を有する者等の意見を聴くものとします。 ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとま がないときは、この限りではありません。

9 緊急事態宣言等

- (1) 条例対策本部長又は知事が法第 22 条第 1 項に基づき設置する都道府 県対策本部の長(以下「法対策本部長」という。)は、新型コロナウイ ルス感染症が県内で発生し、その広範かつ急速なまん延により、県民生 活や地域経済に甚大な影響を及ぼす場合や、そのおそれがある場合にお いて、特に注意を喚起するため必要があると認めるときは、新型コロナ ウイルス感染症に係る県独自の緊急事態宣言(以下「愛知県緊急事態宣 言」という。)を発します。
- (2) 条例対策本部長又は法対策本部長は、愛知県緊急事態宣言を発したときは、期間と区域を明らかにした上で、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に講ずる必要がある措置を定めます。

- (3) 条例対策本部長又は法対策本部長は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況や、県民生活や地域経済の状況を勘案して必要があると認めるときは、緊急に講ずる措置の内容や期間、区域を変更します。
- (4) 条例対策本部長又は法対策本部長は、愛知県緊急事態宣言を発した後において、緊急に講ずる措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨の宣言を発します。

10 意見の聴取

法対策本部長又は知事は、新型コロナウイルス感染症に関し、法第 24 条第 9 項の規定による協力の要請や法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定による要請、法第 45 条第 3 項の規定による指示を行う場合は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴くものとします。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがない ときは、この限りではありません。

11 影響の緩和を図るための支援

県は、新型コロナウイルス感染症や、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための措置が、県民や事業者に及ぼす影響の緩和を図るために必要な支援を行うよう努めるものとします。

12 適切な配慮

県や県民、事業者は、高齢者や障害者、妊産婦、外国人など、新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要する方や、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化の危険性が高い方に対して、新型コロナウイルス感染症の予防や早期発見に資するよう、それぞれの立場で、適切な配慮に努めなければなりません。

13 留意すべき事項

何人も、新型コロナウイルス感染症への罹患や、そのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないよう留意しなければなりません。

14 財政上の措置

県は、新型コロナウイルス感染症対策を推進するために必要な財政上の 措置を講ずるよう努めるものとします。